

Japan Tax Newsletter

デロイト トーマツ 税理士法人

2022年12月23日号



※[リンク](#)をクリックすると各項目にジャンプします

< Index >			
個人所得課税	1	非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（NISA）の抜本的拡充・恒久化	P. 2
	2	スタートアップへの再投資に係る非課税措置の創設など（エンジェル税制の拡充・改正）	P. 3
	3	極めて高い水準の所得に対する負担の適正化	P. 3
	4	国外転出をする場合の譲渡所得等の特例がある場合の納税猶予の見直し	P. 4
資産課税	1	相続時精算課税制度の見直し	P. 4
	2	相続開始前に贈与があった場合の相続税の課税価格への加算期間等の見直し	P. 5
	3	教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し	P. 5
	4	結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し	P. 6
消費課税	1	適格請求書等保存方式（インボイス制度）に係る負担軽減のための見直し	P. 6
納税環境整備	1	電子帳簿等保存制度の見直し	P. 8
	2	加算税制度の見直し	P. 10
関税	1	暫定税率等の見直し	P. 11
	2	急増する輸入貨物への対応	P. 11
	3	納税環境整備	P. 11

はじめに

令和 4 年 12 月 16 日、与党より令和 5 年度与党税制改正大綱（以下「大綱」）が公表され、12 月 23 日に閣議決定された¹。

本ニュースレター「令和 5 年度税制改正の詳解」では、大綱の項目のうち、法人に関する分野（法人課税一般、国際課税など）を中心に、図解等を用いて詳しく解説する。

なお、以下の内容は大綱に基づくものであり、実際の適用に当たっては、令和 5 年 3 月までに成立が見込まれる関連法令等を確認する必要がある点に、留意されたい。

個人所得課税

1. 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（NISA）の抜本的拡充・恒久化出し

中間層が資本市場へ参加することが可能で、かつその果実を享受することが可能となることを目指して、令和 6 年以降 NISA が抜本的に拡充されるとともに現在の期間を定めた制度から恒久的な措置へと改組される。

(1) NISA の抜本的拡充

改正前の NISA に基づく株式等の買付けは令和 5 年末で終了し、令和 6 年以降、「つみたて NISA」に代わる制度として「つみたて投資枠」（一定の投資信託を対象とする長期・積立・分散投資の枠）が設けられ、また、「一般 NISA」に代わる制度として「成長投資枠」（上場株式等への投資枠）が設けられる。これらの枠は併用が可能であり、下表のとおり年間投資上限額が抜本的に拡充される。

【年間投資上限額（非課税枠）】

	改正前	改正案
つみたて投資枠 (つみたて NISA)	40 万円	120 万円
成長投資枠 (一般 NISA)	120 万円	240 万円

(2) NISA の恒久化と非課税限度総額の設定

つみたて NISA は非課税保有期間が 20 年、一般 NISA は非課税保有期間が 5 年間でそれぞれ期間が限られていたが、期間を定めない恒久的な制度へと改組される。これに伴い、年間投資上限額とは別に、下表のとおり非課税限度総額が定められる。

【非課税限度総額】

	改正前	改正案
つみたて投資枠 (つみたて NISA)	800 万円 (40 万円×20 年)	成長投資枠と合計で 1,800 万円
成長投資枠 (一般 NISA)	600 万円 (120 万円×5 年)	1,200 万円
合計	1,400 万円	1,800 万円

¹ 12 月 23 日閣議決定後に追記

(3) NISA の非課税口座内で保有している商品の取扱い

つみたて NISA 及び一般 NISA について、令和 5 年末で買付けを終了するが、非課税口座内にある商品は、新制度による非課税限度額とは別に現行の取扱いが継続される。

2. スタートアップへの再投資に係る非課税措置の創設など（エンジェル税制の拡充・改正）

スタートアップへの資金供給を強化するため、保有する株式を売却してスタートアップに再投資をする場合の優遇税制が創設されるほか、エンジェル税制の拡充・改正などが行われる。

(1) スタートアップへの再投資に係る非課税措置の創設

保有株式を売却し、一定のスタートアップへに再投資する場合に、再投資分につき株式譲渡益に課税されない制度が創設される。中小企業等経営強化法施行規則の改正を前提に、居住者等が、一定の要件を満たす特定株式（その会社の設立の際に発行される株式）を払込みにより取得をした場合には、その取得をした年の一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得の金額から、以下のいずれか低い金額を控除することが可能となる。

- その特定株式の取得に要した金額の合計額
- その取得をした年分の一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額

現行のエンジェル税制では、対象となる法人について、その法人の設立経過年数に応じて、新事業活動従事者数の要件などが定められているが、創設される制度の対象となる法人の株式は、設立の際に発行される株式で以下の要件を満たす株式とされており、現行エンジェル税制との選択適用となる。

- 設立の日以後の期間が 1 年未満の中小事業者であること
- 販売費・一般管理費の出資金額に対する割合が 100 分の 30 を超えることなどの要件を満たすこと
- 特定の株主グループの有する株式の総数が発行済株式の総数の 100 分の 99 を超える会社でないこと
- 上場会社でないこと
- 発行済株式総数の 2 分の 1 を超える数の株式が一の大規模法人及びその大規模法人と特殊関係のある法人に所有されている法人でないこと など

(2) エンジェル税制の改正

現行のエンジェル税制についても、その適用対象法人及び適用対象となることの確認申請に必要な書類などについて改正・簡素化が行われるほか、その控除金額の計算方式も創設される非課税措置に準じた方式に改正される。

(3) 所定のスタートアップに係るストックオプション税制適用要件の緩和

特定の取締役等が受けるストックオプションの行使による利益については、行使時の課税を行わず、その取得した株式を譲渡するまで課税が繰り延べられる（ストックオプション税制）が、この特例の適用要件の一つとして、付与契約において、ストックオプションの行使期間が付与決議後 2 年から 10 年とされている必要がある。スタートアップの事業展開を後押しする観点から、この行使期間の上限が 15 年とされる。この改正の対象となるスタートアップは、設立の日以後の期間が 5 年未満の未上場の株式会社で所定の要件を満たすものとされている。

3. 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化

税負担の公平性の観点から、極めて高い水準の所得について最低限の負担を求める以下の措置が平成 7 年分以後の所得税に導入される。

各種所得を合算した所得金額（基準所得金額）から特別控除額（3.3 億円）を控除した金額に、22.5%の税率を乗じた金額が納めるべき所得税の金額を超過した場合に、その超過した差額を追加的に申告納税することとされる。

- $(\text{基準所得金額}^* - 3 \text{億} 3,000 \text{万円}) \times 22.5\% > \text{基準所得税額}^{**}$
- 追加納付する税額 → 基準所得税額との差額を申告納税

* 基準所得金額の計算上、スタートアップに再投資する場合の優遇税制の適用を受けた株式譲渡益や NISA 制度の非課税所得は対象から除外されるが、申告不要制度の対象となる配当や上場株式の譲渡所得等は合算した後の合計所得金額（政策的な観点から設けられている特別控除は控除後の金額）となる

** 基準所得税額は、外国税額控除を考慮しないで基準所得金額に対して計算した税額

例えば、所得の総額が配当・譲渡所得などの分離課税の対象となる投資所得である場合を考えると、以下のように、おおむね所得金額が 10 億円程度を超えるとこの制度の対象になるものと考えられる。

【所得の総額が株式の配当及び譲渡所得で分離課税（所得税 15%）の対象となるケース】

所得 10 億円の場合

- (10 億円 - 3 億 3,000 万円) × 22.5% = 1 億 5,075 万円
- 10 億円 × 15% = 1 億 5,000 万円（基準所得税額）

この措置による税額と基準所得税額がほぼ同額となることから、このような所得構成の場合には、所得金額 10 億円が適用の目安となると考えられる。

4. 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例がある場合の納税猶予の見直し

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例（出国税）の適用がある場合の納税猶予について、次の措置がとられる。

- 納税猶予の適用を受けようとする者が質権の設定がされていないこと等の要件を満たす非上場株式を担保として提供する場合において、その者が当該非上場株式を担保として提供することを約する書類その他の書類を税務署長に提出するときは、その株券を発行せずその担保の提供ができることとされる。

持分会社の持分を有する場合にも同様の取扱いとなり、また、贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予についても同様の措置がとられる。

出国税の適用対象となる場合に、担保の提供等を要件として納税の猶予の適用が可能となり、この納税の猶予の適用を前提として認められている各種の不利益の緩和措置（二重課税が生じた場合の調整など）がある。保有資産の多くが未上場株式である場合に担保の提供が困難であることから、このような不利益緩和措置が適用できない場合があったが、この改正により、このような問題の解消が期待される。

資産課税

1. 相続時精算課税制度の見直し

贈与時に贈与者 1 人につき累積 2,500 万円までが非課税となり、贈与者の相続時に贈与財産の価額を相続財産の価額に加算して相続税額が計算される制度（相続時精算課税制度）について、使い勝手を向上させ、少額贈与に係る申告や記録管理の事務負担を軽減する観点から、一部要件の見直しが行われる。

(1) 年間 110 万円の基礎控除の導入

暦年課税の基礎控除 110 万円とは別に、相続時精算課税制度についても基礎控除 110 万円が導入され、贈与者の相続時に相続財産の価額に加算される贈与財産の価額は、当該 110 万円を控除した後の残額とされる。

	現行	改正案
贈与税の控除枠	贈与者 1 人につき、累積 2,500 万円	左記 + 年間 110 万円
相続財産への加算対象	相続時精算課税制度の適用を受けたすべての贈与財産の価額	左記から年間 110 万円以下の贈与財産を除いた価額

上記の改正は、令和 6 年 1 月 1 日以後に贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用される。

(2) 贈与財産が災害を受けた場合の再計算

相続時精算課税制度の適用を受けた場合、贈与時の価額を相続財産の価額に加算して相続税が計算されるが、一定の土地又は建物が贈与日から贈与者に係る相続税の申告期限までの間に災害によって一定の被害を受けた場合には、当該土地又は建物の贈与時の価額から当該被害を受けた部分に相当する額を控除して相続税額が計算される。

	現行	改正案
土地・建物が贈与後に災害を受けた場合	贈与時の価額を 相続財産の価額に加算する	災害で一定の被害を受けた場合は 相続時に再計算する

上記の改正は、令和6年1月1日以後に生ずる災害により被害を受ける場合について適用される。

2. 相続開始前に贈与があった場合の相続税の課税価格への加算期間等の見直し

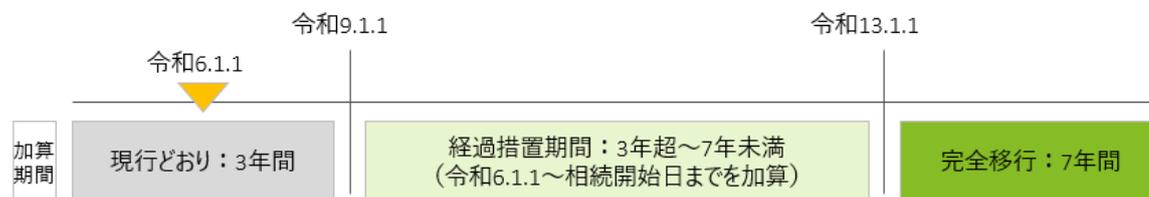
相続又は遺贈により財産を取得した者が、当該相続の開始前に当該相続に係る被相続人から贈与により財産を取得したことがある場合には、当該贈与財産の価額を相続財産の価額に加算して、相続税額が計算されるが、資産移転の時期の選択により中立的な税制を構築していく観点から、加算期間等の見直しが行われる。

加算期間を相続の開始前7年間に延長し、延長した4年間に受けた贈与財産について総額100万円までは相続財産の価額に加算されない。

	現行	改正案
贈与財産の加算期間	相続の開始前3年間	相続の開始前7年間
相続財産に加算される贈与財産に対する控除の有無	無し	100万円の控除有り (相続の開始前3年超～7年間の贈与財産が加算される場合に限る)

上記の改正は、令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税について適用される。

<加算期間の見直しに伴うイメージ>



例えば、相続開始日が次の日である場合の加算対象期間は次のようになる。

- 令和8.10.1に相続が開始した場合、令和5.10.1以後の贈与財産が加算（∴3年間）⇒現行どおり
- 令和9.10.1に相続が開始した場合、令和6.1.1以後の贈与財産が加算（∴3年9カ月）⇒経過措置期間
※令和6.1.1～令和6.9.30までの贈与財産が加算される場合には100万円の控除有り
- 令和13.10.1に相続が開始した場合、令和6.10.1以後の贈与財産が加算（∴7年間）⇒完全移行
※令和6.10.1～令和10.9.30までの贈与財産が加算される場合には100万円の控除有り

3. 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し

父母・祖父母などの直系尊属からの贈与により、教育に充てるための資金を信託受益権等として取得した場合、1,500万円までは贈与税が非課税となる当該制度につき、一部要件の見直しが行われた上で、3年延長される。

(1) 適用期間の延長

適用期間が、令和5年4月1日から令和8年3月31日まで3年延長される。

(2) 相続税の課税範囲の拡大

教育資金に係る信託等があった日から教育資金口座に係る契約終了日までの間に贈与者が死亡した場合において、当該贈与者の相続税の課税価格の合計額が5億円を超えるときは、非課税抛出額から教育資金支出額を控除した残額が相続税の課税対象となる。

	現行	改正案
残額に対する相続財産への加算の有無	受贈者が23歳未満等である場合には相続財産への加算無し	受贈者の年齢にかかわらず、贈与者の相続税の課税価格の合計額が5億円を超える場合は、相続財産への加算有り

上記の改正は、令和5年4月1日以後に取得する信託受益権等に係る相続税について適用される。

(3) 教育資金口座に係る契約終了時の税率等

- 受贈者が30歳に達するなどにより教育資金口座に係る契約が終了した場合に、非課税拋出額から教育資金支出額を控除した残額に贈与税が課されるときは、一般税率が適用される
- 教育資金の対象範囲に、都道府県知事等から国家戦略特別区域内に所在する場合の外国の保育士資格を有する者の人員配置基準等の一定の基準を満たす旨の証明書の交付を受けた認可外保育施設に支払われる保育料等が追加される
- 上記の改正は、令和5年4月1日以後に取得する信託受益権等に係る贈与税又は同日以後に支払われる教育資金について適用される

4. 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し

父母・祖父母などの直系尊属からの贈与により、結婚・子育てに充てるための資金を信託受益権等として取得した場合、1,000万円までは贈与税が非課税となる当該制度につき、一部要件の見直しが行われた上で、2年延長される。

(1) 適用期間の延長

適用期間が、令和5年4月1日から令和7年3月31日まで2年延長される。

(2) 結婚・子育て資金口座に係る契約終了時の税率

受贈者が50歳に達するなどにより結婚・子育て資金口座に係る契約が終了した場合に、非課税拋出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額に贈与税が課されるときは、一般税率が適用される

上記の改正は、令和5年4月1日以後に取得する信託受益権等に係る贈与税について適用される

消費課税

1. 適格請求書等保存方式（インボイス制度）に係る負担軽減のための見直し

令和5年10月1日から適用が開始される適格請求書等保存方式（以下「インボイス制度」）について、円滑な制度移行のために、事業者の負担軽減等を目的として次の見直しが行われる。

(1) 小規模事業者に係る納税額軽減に関する経過措置

適格請求書発行事業者の令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において、免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる場合には、その課税期間における課税標準額に対する消費税額（売上税額）から控除する金額を、当該売上税額の8割とすることにより、納付税額を売上税額の2割とすることができる。

上記は、確定申告書に適用を受ける旨を付記することで適用が可能とされ、これにより売上額・収入金額のみに基づいて納付税額計算が可能となり、簡易課税制度を適用する場合よりも、届出や業種区分が不要となるため事務負担が軽減される。

なお、上記の措置は、以下の課税期間においては適用されない。

- ① 課税期間の特例（課税期間の短縮）の適用を受ける課税期間
- ② 令和5年10月1日前から課税事業者選択届出書を提出していたことにより、事業者免税点制度の適用を引き続き受けられないこととなる場合の、令和5年10月1日の属する課税期間

また、上記の適用を受けた適格請求書発行事業者が、当該適用を受けた課税期間の翌課税期間中に、簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書を納税地を所轄する税務署長に提出したときは、その提出した日の属する課税期間から簡易課税制度の適用が認められる。

(2) 中小事業者の少額な課税仕入れに係る事務負担軽減に関する経過措置

次のいずれかに該当する事業者が、令和 5 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までの間に国内において行う課税仕入れについて、当該課税仕入れに係る支払対価の額が 1 万円未満である場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存による仕入税額控除が認められる。

- ① 基準期間における課税売上高が 1 億円以下
- ② 特定期間における課税売上高が 5,000 万円以下

現行制度では、税込 3 万円未満の課税仕入れに係る仕入税額控除の適用については請求書等の保存は不要とされているが、インボイス制度以降は、原則として課税仕入れの金額にかかわらず適格請求書等の保存が必要である。改正案では、上記一定規模以下の事業者が行う税込 1 万円未満の課税仕入れに係る仕入税額控除の適用については、6 年間の経過措置として適格請求書等の保存が不要とされる。

(3) 少額な適格返還請求書の交付義務免除

売上げに係る対価の返還等に係る税込価額が 1 万円未満である場合には、その適格返還請求書の交付義務が免除される。

これは、買手が仕入れ代金等を支払う際に振込手数料を売手負担として差し引く場合において、インボイス制度以降の実務対応として、①売手の売上値引き、②買手からの支払手数料、③買手の売手に対する立替金、のいずれかの処理方法があり、①売手の売上値引きとして処理する場合には、売手に適格返還請求書の交付義務が生じることによる事務負担の増加が懸念されていた。この改正により、①売手の売上値引きとして処理する場合の事務負担が軽減される。

上記の改正は、令和 5 年 10 月 1 日以後の課税資産の譲渡等につき行う売上げに係る対価の返還等について適用される。

(4) 適格請求書発行事業者登録制度の見直し

適格請求書発行事業者登録制度について、次の見直しが行われる。

1) 登録申請書の提出期限

免税事業者が適格請求書発行事業者の登録申請書を提出し、課税期間の初日から登録を受けようとする場合の登録申請書の提出期限が改正される。

	現行	改正案
提出期限	当該課税期間の初日の前日から起算して 1 月前の日	当該課税期間の初日から起算して 15 日前の日

2) 登録の取消しを求める届出書の提出期限

適格請求書発行事業者が登録の取消しを求める届出書を提出し、その提出があった課税期間の翌課税期間の初日から登録を取り消そうとする場合の届出書の提出期限が改正される。

	現行	改正案
提出期限	その提出があった課税期間の末日から起算して 30 日前の日の前日	当該翌課税期間の初日から起算して 15 日前の日

3) 登録等に関する経過措置を適用した場合の取扱い

適格請求書発行事業者の登録等に関する経過措置の適用により、令和 5 年 10 月 1 日後に適格請求書発行事業者の登録を受けようとする免税事業者は、その登録申請書に、提出する日から 15 日を経過する日以後の日を登録希望日として記載するものとされる。

この場合において、当該登録希望日後に登録がされたときは、当該登録希望日に登録を受けたものとみなされる。

4) インボイス制度開始時から登録を受ける場合の登録申請書の記載事項

令和 5 年 10 月 1 日から適格請求書発行事業者の登録を受けようとする事業者が、その申請期限である令和 5 年 3 月 31 日後に提出する登録申請書には、申請期限までに登録申請書を提出できない「困難な事情」を記載することとされていたが、改正案では「困難な事情」の記載がない場合でも運用上改めて記載は求められないとされる。

納税環境整備

1. 電子帳簿等保存制度の見直し

令和3年度税制改正及び令和4年度税制改正を通じて、電子帳簿等保存制度は大きく見直され、事前承認制度の廃止や電子取引に係る電磁的記録の保存に係るルールの見直し等が行われている。令和5年度税制改正においても申告・納税等の税務手続のデジタル化の推進等の観点から、企業等の事務負担軽減やバックオフィスの効率化、国税関係帳簿書類の電子化を一層進めるため、事業者等における経理の電子化の実施状況や対応可能性、適正な課税の確保の観点での必要性等を考慮しつつ、更なる利便性向上、利用促進等を図るための所要の見直しが講じられる。

(1) 国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存制度の見直し

信頼性の高い電子帳簿への更なる移行を目指す観点から、過少申告加算税の軽減措置の対象となる優良な電子帳簿について、その範囲を合理化・明確化することにより、一層の普及・一般化を図るために以下の措置が講じられる。

1) 概要

一定の国税関係帳簿に係る電磁的記録の保存等が、国税の納税義務の適正な履行に資するものとして一定の要件等を満たしている場合におけるその国税関係帳簿（以下「優良な電子帳簿」）に係る過少申告加算税の軽減措置の対象となる申告所得税及び法人税に係る優良な電子帳簿の範囲が次のとおりとされる。

優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置の対象帳簿の範囲

現行	改正案
① 仕訳帳 ② 総勘定元帳 ③ <u>その他必要な帳簿の全て</u>	① 仕訳帳 ② 総勘定元帳 ③ <u>上記①及び②以外の帳簿で、以下の記載事項に係る帳簿</u> <ul style="list-style-type: none"> • <u>手形（融通手形を除く）上の債権債務に関する事項</u> • <u>売掛金（未収加工料その他売掛金と同様の性質を有するものを含む）</u> • <u>その他債権に関する事項（当座預金の預入れ及び引出しに関する事項を除く）</u> • <u>買掛金（未払加工料その他買掛金と同様の性質を有するものを含む）</u> • <u>その他債務に関する事項</u> • <u>有価証券（商品であるものを除く）に関する事項（申告所得税に係る優良な電子帳簿にあっては当該事項を除く）</u> • <u>減価償却資産に関する事項</u> • <u>繰延資産に関する事項</u> • <u>売上げ（加工その他の役務の給付その他売上げと同様の性質を有するもの等を含む）その他収入に関する事項</u> • <u>仕入れその他経費又は費用（法人税に係る優良な電子帳簿にあっては、賃金、給料手当、法定福利費及び厚生費を除く）に関する事項</u>

2) 適用関係

上記の改正は、令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用される。

(2) 国税関係書類に係るスキャナ保存制度の見直し

スキャナ保存制度については、制度の利用促進を図る観点から、更なる要件の緩和措置が講じられる。

1) 概要

国税関係書類に係るスキャナ保存制度について、次の見直しが行われる。

項目	現行	改正案
見読可能性	国税関係書類をスキャナで読み取った際に、以下の情報を保存する必要がある <ul style="list-style-type: none"> • 解像度及び階調に関する情報 • 当該国税関係書類の大きさに関する情報 	左記の国税関係書類をスキャナで読み取った際の解像度、階調及び大きさに関する情報の保存要件が廃止される

項目	現行	改正案
入力者等情報の確認	国税関係書類に係る記録事項の入力を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認することができるようにしておく必要がある	左記の国税関係書類に係る記録事項の入力者等に関する情報の確認要件が廃止される
帳簿相互関連性	国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項と当該国税関係書類に関連する国税関係帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認することができるようにしておく必要がある	左記の帳簿相互関連性を確保する対象とされる書類が、契約書・領収書等の重要書類に限定される

2) 適用要件

上記の改正は、令和 6 年 1 月 1 日以後に保存が行われる国税関係書類について適用される。

(3) 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度の見直し

現行の宥恕規定が令和 5 年 12 月 31 日で廃止される一方で、システム対応が間に合わなかったことにつき相当の理由がある事業者等に対する新たな猶予措置が講じられるとともに、他者から受領した電子データとの同一性が確保された電磁的記録の保存を推進する観点から、検索要件について緩和措置が講じられる。

1) 概要

電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度について、次の見直しが行われる。

項目	現行	改正案
保存方法	<ul style="list-style-type: none"> 法令の定める保存要件に従って、電磁的記録（電子データ）を保存しなければならない 令和 5 年 12 月 31 日までは、下記①・②の両方の要件を充足する場合に、法令に定める保存要件にかかわらず、その電磁的記録の保存をすることができる宥恕規定が設けられている ① 保存義務者において当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存要件に従って保存することができなかったことについてやむを得ない事情があると納税地等の所轄税務署長が認めること ② 当該保存義務者が質問検査権に基づく当該電磁的記録の出力書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたものに限る）の提示又は提出の求めに応じることができるようにしていること 	<p>左記の宥恕規定が令和 5 年 12 月 31 日で廃止される一方で、以下の措置が講じられる</p> <p>保存義務者が行う電子取引につき、下記①・②の両方の要件を充足すれば、その保存要件にかかわらず、その電磁的記録の保存をすることができる</p> <p>① 納税地等の所轄税務署長が当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存要件に従って保存することができなかったことについて相当の理由があると認めること</p> <p>② 当該保存義務者が質問検査権に基づく当該電磁的記録のダウンロードの求め及び当該電磁的記録の出力書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたものに限る。）の提示又は提出の求めに応じることができるようにしていること</p>
改ざん防止措置	改ざん防止措置の 1 つとして、取引情報の授受後最長約 2 カ月以内に、電磁的記録の記録事項にタイムスタンプを付すとともに、保存を行う者又は監督者の情報を確認できる必要がある	左記の電磁的記録の保存を行う者等に関する情報の確認要件が廃止される
検索要件	<p>以下の要件を充足した検索要件を確保する必要がある</p> <p>① 取引等の年月日、取引金額、取引先について検索設定できること</p> <p>② 日付又は金額は範囲指定により検索できること</p> <p>③ 2 つ以上の項目を組み合わせることで検索できること</p> <p>※ 上記②③については、国税庁等の職員からのダウンロードの求めに応じて対応できる場合には不要となり、さらに売上高が 1,000 万円以下である事業者は、全ての検索要件の確保が不要</p>	<p>保存義務者が国税庁等の職員の質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には検索要件の全てが不要とされる措置（左記下線部）について、対象者が次のとおりとされる</p> <ul style="list-style-type: none"> その判定期間における売上高が 5,000 万円以下（現行：1,000 万円以下）である保存義務者 その電磁的記録の出力書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力され、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理されたものに限る）の提示又は提出の求めに応じることができるようにしている保存義務者

2) 適用時期

上記の改正は、令和6年1月1日以後に行う電子取引の取引情報に係る電磁的記録について適用される。

2. 加算税制度の見直し

仮装・隠蔽の積極的な行為を伴わないため重加算税等の対象とならず、税に対する公平感を大きく損なうような事例が生じている中、申告義務を認識していなかったとは言い難い無申告について以下の措置が講じられる。

(1) 高額な無申告に対する無申告加算税の割合の引上げ

無申告加算税の割合について、納付すべき税額が300万円を超える部分に対する割合が30%※1に引き上げられる。

※1. 調査通知以後に、かつ、その調査があることにより更正又は決定があるべきことを予知（以下「更正予知」）する前にされた期限後申告又は修正申告に基づく無申告加算税の割合については、上記の納付すべき税額が300万円を超える部分に対する割合については25%に引き上げられる。

区分	納付すべき税額の区分	現行	改正案
法定申告期限等の翌日から調査通知前までに課されるもの	—	5%	同左
調査通知以後に、かつ、更正予知する前に課されるもの	50万円以下	10%	同左
	50万円超300万円以下	15%	同左
	300万円超		25%
更正予知以後に課されるもの	50万円以下	15%	同左
	50万円超300万円以下	20%	同左
	300万円超		30%

- 納付すべき税額が300万円を超える部分に対する割合について、納付すべき税額が300万円を超えることにつき納税者の責めに帰すべき事由がない場合の適用に関する所要の措置がとられる。
- 地方税の加算金制度についても同様の改正が予定されており、納付すべき税額が300万円を超える部分に対する不申告加算金の割合を30%に引き上げる措置がとられる。

(2) 一定期間繰り返し行われる無申告行為に対する無申告加算税の加重措置の整備

過去に無申告加算税又は重加算税が課されたことがある場合に無申告加算税又は重加算税の割合を10%加重する措置の対象に、次のものが加えられる。

- 期限後申告等※1があった場合において、その期限後申告等に係る国税の前年度及び前々年度の当該国税の属する税目について、無申告加算税等※2を課されたことがあるとき、又はその無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認められるときに、その期限後申告等に基づき課される無申告加算税等

※1. 期限後申告等とは、期限後申告若しくは修正申告（調査通知前に、かつ、更正予知する前にされたものを除く）又は更正若しくは決定をいう。

※2. 無申告加算税等とは、無申告加算税（期限後申告又は修正申告が、調査通知前に、かつ、更正予知する前にされたものであるときに課されたものを除く）若しくは無申告加算税に代えて課される重加算税をいう。

加算税の区分	納付すべき税額の区分	加算措置の適用がない場合	加算措置（改正案）の適用がある場合
無申告加算税 （調査通知以後に、かつ、更正予知する前に課されるもの）	50万円以下	10%	20%
	50万円超300万円以下	15%	25%
	300万円超※3	25%	35%
無申告加算税 （更正予知以後に課されるもの）	50万円以下	15%	25%
	50万円超300万円以下	20%	30%

	300 万円超※3	30%	40%
重加算税 (無申告加算税に代えて課されるもの)	一律	40%	50%

※3. 上記(1) 高額な無申告に対する無申告加算税の割合の引上げの改正も実施された場合の税率を記載している。

- 過少申告加算税、源泉徴収等による国税に係る不納付加算税及び重加算税（無申告加算税に代えて課されるものを除く）については、上記の見直しの対象外とされる。
- 地方税の加算金制度についても同様の改正が予定されており、不申告加算金の割合又は不申告加算金に代えて課される重加算金の割合について、それぞれその割合に 10%加算する措置がとられる。

(3) 適用関係

上記の改正は、令和 6 年 1 月 1 日以後に法定申告期限が到来する国税及び地方税について適用される。

関税

1. 暫定税率等の見直し

加糖調製品（6 品目）について、暫定税率が引き下げられる。また、関税分類の国際会議である HS 委員会における関税分類変更を受け、プロポリス原塊とセルラーパンブーパネルについて税細分を新設の上、現行と同じ水準の関税率が設定される。

2. 急増する輸入貨物への対応

(1) 輸入申告項目の追加

現行の輸入申告項目に対し、新たに「通販貨物に該当するか否か」（EC プラットフォームを利用して販売した通販貨物の場合は「EC プラットフォームの名称」を含む）及び「国内配送先」の項目が追加される。さらに、虚偽申告輸入罪の適用可能性を考慮し、現行の「輸入者の住所及び氏名」が政令上の輸入申告項目として追加される。

(2) 税関事務管理人制度の見直し

非居住者が自ら輸入者となり貨物を輸入する場合に、輸入申告等の事務を処理させるために、国内に住所等を有する者を税関事務管理人として定め、税関長に届け出る制度において、税関長が非居住者及び税関事務管理人による取引実態を把握し、非居住者に連絡できるようにすることで審査や事後調査の実効性を高めるため、以下の事項を可能とする規定が整備される。

- 税関長が非居住者に対し、税関事務管理人の届出がない場合に、期限を指定して税関事務管理人の届出を求める
- 非居住者が期限までに税関事務管理人を届け出ない場合に、税関長が一定の国内関連者（非居住者が利用する EC プラットフォームを運営する事業者等）を特定税関事務管理人として指定する
- 特定税関事務管理人は保税地域からの引取りに係る関税・内国消費税に関する一定の事項を処理することとする
- 税関事務管理人の届出項目に、「届出者（非居住者）の事業」、「届出者（非居住者）と税関事務管理人との関係」等が追加されるとともに、届出を行う非居住者に対して税関事務管理人との委任関係を証する書類の提出を求める

3. 納税環境整備

(1) 加算税制度の見直し

内国税に関する無申告加算税の割合の引上げに伴い、関税の無申告加算税制度においても、納税額が 300 万円を超える部分に係る割合が 20%から 30%に引き上げられる等の改正が行われる。詳細は前記の納税環境整備を参照されたい。

(2) 関税関係帳簿書類の電子保存制度の見直し

内国税の国税関係書類の電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存要件緩和及びスキャナ保存制度において求められる保存要件緩和に伴い、関税関係書類においても同様に保存要件が緩和される。詳細は前記の納税環境整備を参照されたい。



令和5年度税制改正トピックス

令和5年度税制改正について、最新の情報を集めて掲載しています。

www.deloitte.com/jp/tax/tax-reform

過去のニューズレター

過去に発行されたニューズレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan

お問い合わせ

デロイト トーマツ税理士法人

所在地 〒100-8362 東京都千代田区丸の内 3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

Tel 03-6213-3800 (代)

email tax.cs@tohmatu.co.jp

会社概要 www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万 5 千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド ("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人 (総称して「デロイトネットワーク」) のひとつまたは複数指します。DTTL (または「Deloitte Global」) ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課したまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市 (オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む) にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート (非公開) 企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。"Making an impact that matters"をバース (存在理由) として標榜するデロイトの約 345,000 名のプロフェッショナルの活動の詳細については、(www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2022. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001